

大規模小売店舗立地法に基づく変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : 岩見沢10条西SC

所在地 : 岩見沢市10条西18丁目7-1、19丁目1-1

2 届出者（建物設置者）の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名並びに所在地

DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番7号

株式会社しまむら 代表取締役 高橋維一郎 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名：株式会社サンドラッグプラス

【変更前】 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時00分 ※（最大）

【変更後】 開店時刻 午前8時00分 閉店時刻 午後9時50分 ※（最大）

※上記は最大届出時刻であり、実際の営業時間とは異なります。

4 変更する年月日 令和8年7月3日 ※

※上記は届出上の日付であり、実際に開店時刻の変更を開始する日とは異なります。

5 変更する理由 来客の利便性向上を図るため

6 掲示期間 令和8年7月24日 ～ 令和8年11月13日

7 掲示内容問い合わせ先

株式会社サンドラッグプラス 店舗開発部 担当：加藤

住 所：北海道札幌市東区北41条東9丁目3-1

TEL：011-753-2965

平日 10:00 - 17:00 （土、日、祝日を除く）

注1）これは、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、届出等の要旨を掲示しているものです。

注2）北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課において、届出書類等の縦覧を実施しております。また、この届出に関し、店舗周辺の地域の生活環境の保持のため、届出者が配慮すべき事項について意見を有する方は、所定の用紙により北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課あて意見書を提出することができます。

大規模小売店舗立地法に関する道庁ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/todokede/kokuzi/index.html>